

## 税務情報

### 経済産業省からの公表情報

#### 1. 『「スピノフ」の活用に関する手引』の改訂

2023年度税制改正では、スピノフについて、段階的に事業を切り出そうとする企業などが活用できるよう、スピノフを行う企業に持分を一部残す場合についても、一定の要件を満たす場合には適格組織再編成に該当することとするパーシャルスピノフ税制が時限措置として創設されました。

このパーシャルスピノフ税制は、2023年4月1日から2024年3月31日までの期間（以下、「認定期間」）内に産業競争力強化法に基づく事業再編計画の認定を受けて実施するスピノフについて適用することとされています。

上記の改正等を踏まえ、経済産業省は6月26日、スピノフの円滑な実施を支援するために公表している以下の手引（2018年3月に初版公表）を改訂しました。

#### ■ [「スピノフ」の活用に関する手引](#)（PDF 2,651KB）

今回の改訂では、パーシャルスピノフ税制の概要を解説するページ（P.15、16、70、71）や海外で行われたパーシャルスピノフ事例を紹介するページ（P.8、9）が追加されたほか、パーシャルスピノフ税制の創設に伴うQ&Aの追加（Q26、Q42～Q45）及び更新（Q27、Q39、Q40等）が行われています。（改訂されたページの詳細は、同省のウェブサイト（[『「スピノフ」の活用に関する手引』を改訂しました](#)）にまとめられています。）

たとえば、追加されたQ&Aでは、以下の点が解説されています。

- パーシャルスピノフ税制の適用を受けるための事業再編計画の認定は、事前相談から認定までに3ヵ月程度要することもあるため、余裕をもって手続を行う必要がある。（Q42）
- 認定期間内に事業再編計画の認定を受けた場合には、スピノフの実施が2024年4月1日以降であったとしても、パーシャルスピノフ税制の適用の対象となる。（Q43）

また、パーシャルスピノフ税制の適用を受ける場合の事業再編計画の認定に関する以下のQ&Aも公表されました。

## ■ [パーシャルスピノフに関する税制措置 Q&A](#) (PDF 390KB)

この Q&A では、パーシャルスピノフ税制の適用を受けるための産業競争力強化法関連の要件や事業再編計画の認定申請の際に必要な添付書類等が、全 10 問の Q&A を通して解説されています。

## 2. [オープンイノベーション促進税制に関する申請ガイドラインの公表](#)

2023 年度税制改正では、スタートアップ企業の成長を強力に促す観点から、オープンイノベーション促進税制について、2023 年 4 月 1 日以降にスタートアップ企業の成長に資する M&A（総株主の議決権の過半数の取得）を行った場合、その取得した発行済株式についても本税制の対象とされることとなりました（以下、M&A 型）。

また、M&A 型が認められることとなったことに伴い、既存の資本金の増加を伴う出資（以下、新規出資型）により取得した株式に係る一件あたりの所得控除の上限額の見直しも行われています。

上記の改正を受けて、経済産業省は 3 月 31 日に本税制に関する様々な情報を集約している「[オープンイノベーション促進税制](#)」のページに本税制の概要資料等を公表しました<sup>(\*)</sup>が、6 月 26 日、新たに改正内容を反映した本税制に関する以下の 2 つの申請ガイドラインを公表しました。同ページには、2023 年度税制改正による本税制の主な変更点を簡潔にまとめた資料「[オープンイノベーション促進税制 2023 年 4 月 1 日以降の主な変更点（令和 5 年度税制改正）](#)」（PDF 471KB）のほか、関係法令等も掲載されています。

## ■ [オープンイノベーション促進税制（新規出資型）申請ガイドライン（C）](#) (PDF 4,081KB)

2023 年 4 月 1 日以降に出資した案件に対応した新規出資型に係る申請ガイドライン（全 80 ページ）で、本制度の①対象法人（出資側）要件、②スタートアップ企業（受け手側）要件、③出資要件及び④手続等について、図表や FAQ を交えて網羅的に解説されています。

## ■ [オープンイノベーション促進税制（M&A 型）申請ガイドライン](#) (PDF 4,941KB)

2023 年 4 月 1 日以降に M&A した案件（総株主の議決権の過半数を取得）に対応した M&A 型に係る申請ガイドライン（全 86 ページ）で、本制度の①対象法人（申請者）要件、②スタートアップ企業要件、③M&A 要件及び④手続等について、図表や FAQ を交えて網羅的に解説されています。

<sup>(\*)</sup> 概要資料等の公表については、e-Tax News No.278「[経済産業省からの公表情報](#)」（2023 年 4 月 5 日発行）でお知らせしています。

\*\*\*

2023 年度税制改正におけるスピノフ税制及びオープンイノベーション促進税制への改正の概要については、2022 年 12 月 22 日発行の KPMG Japan Tax Newsletter「[2023 年度税制改正大綱](#)」でお知らせしています。

## KPMG 税理士法人

〒106-6012

東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー

TEL: 03-6229-8000

FAX: 03-5575-0766

〒530-0005

大阪府大阪市北区中之島2-2-2 大阪中之島ビル15F

TEL: 06-4708-5150

FAX: 06-4706-3881

〒450-6426

愛知県名古屋市中村区名駅3-28-12

大名古屋ビルヂング26F

TEL: 052-569-5420

FAX: 052-551-0580

〒600-8216

京都市下京区塩小路通西洞院東入東塩小路町843-2

日本生命京都ヤサカビル7F

TEL : 075-353-1270

FAX : 075-353-1271

〒730-0031

広島県広島市中区紙屋町2-1-22

広島興銀ビル7F

TEL: 082-241-2810

FAX: 082-241-2811

〒810-0001

福岡県福岡市中央区天神1-12-14

紙与渡辺ビル4F

TEL: 092-712-6300

FAX: 092-712-6301

[info-tax@jp.kpmg.com](mailto:info-tax@jp.kpmg.com)  
[home.kpmg/jp/tax](http://home.kpmg/jp/tax)

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2023 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.